

# 介護保険のお知らせ

国保健康福祉課  
高齢者福祉係  
☎(02)2115

平成30年度から3年間の第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料が決まりました

65歳以上の介護保険料が決まりました

介護保険料は、高齢期の生活を支える介護サービスや介護予防事業に使われています。高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、この保険料は3年ごとに見直しをしています。65歳以上の平成30年度から3年間の介護保険料および保険料段階が下記のように改定となりましたので、お知らせします。



介護給付費が年々増加

本町の介護給付費は、平成20年度からの10年間で5億円以上増加し、平成29年度の介護給付費は約15億8千万円となっています(グラフ①のとおり)。

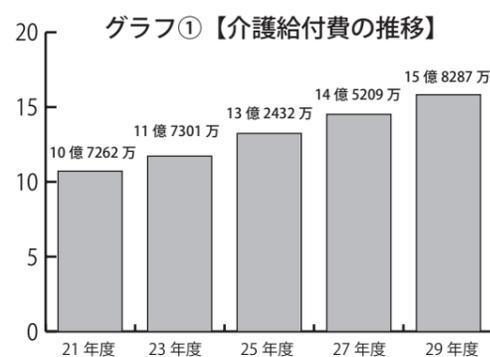
全国的にも介護サービスを利用する人が多くなっており、介護サービスの財源となる保険料も年々増加している状況です。この増加を少しでも減らすため、介護予防や重症化防止が重要になってきています。

本町でも65歳以上を対象にした介護予防事業を開催し、介護予防に役立つストレッチや筋力トレーニング、レクリエーションなどを行っています。また、介護が必要になってもできることは自分で行うことで、重症化を予防することができま。介護サービスを利用するときは、必要なサービスだけ利用することが大切です。

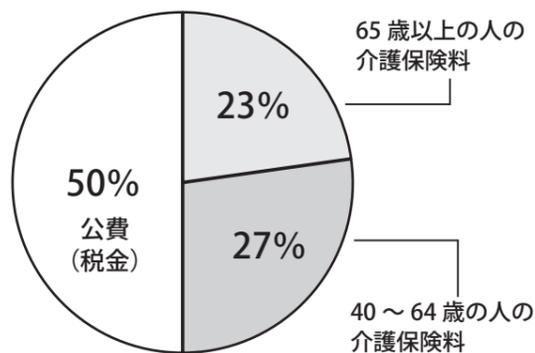
介護保険料基準額は年額7万2千円

介護保険料は、65歳以上の被保険者本人と世帯員の町県民税課税状況や、被保険者本人の前年の所得金額などにより、個人ごとに所得段階が決まります。この所得段階に応じて、基準額に一定の保険料率を乗じて算定されます。

基準額の算定方法は、本町で必要となる介護サービスの総費用に65歳以上の人の負担分23%を乗じた後、本町に住む65歳以上の人数で除して計算します。町では、今後の介護保険サ



グラフ②【平成30年度介護保険財源の内訳】



介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と40歳以上の皆さん一人一人が納める「介護保険料」を財源として運営されています。介護保険の財源の内訳は、左のグラフ②のとおりです。介護保険制度を円滑に運営するため、介護保険料は納期内にきちんと納めましょう。

社会全体で介護保険を支えています

ビスに対する給付見込みにより、平成30年度から保険料基準額(年額)を6万6千円から7万2千円に改定しました。

介護保険利用者負担割合が変更になります

平成30年8月1日から介護保険の利用者負担割合が変更になります。これまでの利用者負担割合は1割から2割ですが、一定以上の所得がある人は3割に変更になります(別表のとおり)。介護保険負担割合証は、要介護・要支援認定を受けている人および総合事業対象者に7月下旬に発送する予定です。

【別表】

負担割合	対象者
1割	本人の合計所得金額が160万円未満
2割	本人の合計所得金額が160万円以上。ただし、年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、65歳以上の人が2人以上いる世帯で346万円以上の場合。
3割	本人の合計所得金額が220万円以上。ただし、年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯で340万円以上、65歳以上の人が2人以上いる世帯で463万円以上の場合。

## 介護保険第1号被保険者(65歳以上)の保険料算定チャート

